

武蔵村山市

空き缶・吸い殻等の散乱及び 犬のふんの放置等の防止に関する条例

道路公園などの公共施設や他人の土地での以下の行為を禁止します。



いぬ ぼうち う
犬のふんの放置や埋めること！

あ かん す から
空き缶・タバコの吸い殻な
どのポイ捨て！

まも ただ しょり
ルールを守って正しく処理しましょう！

指導・勧告

市は、禁止行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができます。

命令・罰則

市は、禁止行為に対する勧告に従わない者に対し命令、この命令に従わない者に対し過料（2,000円以下）を科すことができます。

武 蔵 村 山 市